

磯子区自治会町内会役員等表彰要綱

制定 平成 23 年 11 月 4 日 磯地振第 1054 号（区長決裁）

改定 平成 25 年 3 月 29 日 磯地振第 1868 号（区長決裁）

（目的）

第 1 条 多年にわたり地域社会の振興に尽力し、その功績の著しい自治会町内会の役員等に対し、平素の労苦を報いるとともに感謝の意を表することを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 自治会町内会 町、丁目の全部又は一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている団体で、区長に設立の届出をした自治会町内会
- (2) 自治会町内会長 第 1 号に定める自治会町内会の規約に定める会長
- (3) 自治会町内会副会長 第 1 号に定める自治会町内会の規約に定める副会長
- (4) 自治会町内会役員等 第 1 号に定める自治会町内会の規約に定める役員及び各部会長又はそれに準ずるものとして磯子区長が認めた者
- (5) 自治会町内会長永年在職者表彰 別に定める「磯子区自治会町内会長永年在職者表彰要綱」に基づく表彰

（表彰方法）

第 3 条 表彰は原則として年 1 回各地区での会議において、磯子区長名にて感謝状を授与するものとする。

（表彰対象者）

第 4 条 表彰は、次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 自治会町内会副会長として職務に通算 10 年以上従事している者
- (2) 自治会町内会役員等
 - ア 通算 5 年以上従事し、前年度末をもって退任した者のうち、功労又は業績が顕著で、自治会町内会長が推薦する者
 - イ 通算 20 年以上従事している者で、自治会町内会長が推薦する者

（表彰除外者）

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のうち、いずれかに該当する者は、表彰の対象から除く。

- (1) 「自治会町内会長永年在職者表彰」を受けた者
- (2) 過去に前条第 1 号により表彰を受けた者
- (3) 過去に前条第 2 号により表彰を受けた者。ただし当該表彰を受けた者が前条第 1 号により表彰を受ける場合は、この限りではない。

（在職期間の算定）

第 6 条 在職期間の算定は、次のとおりとする。なお、途中退任期間のある場合はその期間は除外する。

- (1) 第 4 条第 1 号にあたる者は、活動を始めた日の属する月から起算する。
- (2) 第 4 条第 2 号アにあたる者は、活動を始めた日の属する月から起算し、退任日の属する月までを該当期間とする。また、異なる役職であっても通算年数として

算定する。

(3) 第4条第2号イにあたる者は、活動を始めた日の属する月から起算する。また、異なる役職であっても通算年数として算定する。

(表彰の決定)

第7条 表彰は、第4条各号に該当するものから区長がこれを決定する。なお、表彰予定者の氏名は、表彰に先だち磯子区連合町内会長会に報告する。

(庶務)

第8条 本表彰に係る事務は、磯子区総務部地域振興課地域振興係が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は区長が定める。

附則

この要綱は、平成23年11月17日より施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。